

コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について（パブリックコメント）

令和8年4月15日

CISTEC 事務局

令和8年4月10日付で、金融庁及び東京証券取引所から、コーポレートガバナンス・コードの改訂案が公表され、令和8年5月15日(金)まで意見募集が行われているところ、お知らせします。

経済安全保障、技術流出リスク等に関連する部分については以下を参照されたい。

◎コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html>

以下は、上記の金融庁HPにて公表された別紙2「コーポレートガバナンス・コード 改定案（クリーン版）」より、経済安全保障、技術流出リスク等に関連する部分を抜粋したもの。（P.19）

**【原則4－4. 取締役会の役割・責務Ⅲ：経営陣・取締役に対する実効的な監督②】**  
取締役会は、内部統制や全社的リスク管理体制を適切に整備すべきである。

解釈指針

内部統制や先を見越した全社的リスク管理は、適切なコンプライアンスの確保により持続的に信頼を維持し、リスクを最小化するために重要であるのみならず、経営陣が果敢にリスクテイクを行うための裏付けとなり得るものであるから、取締役会は、グループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築するとともに、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。サイバーセキュリティリスク、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応等も、収益機会にもつながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべきである。